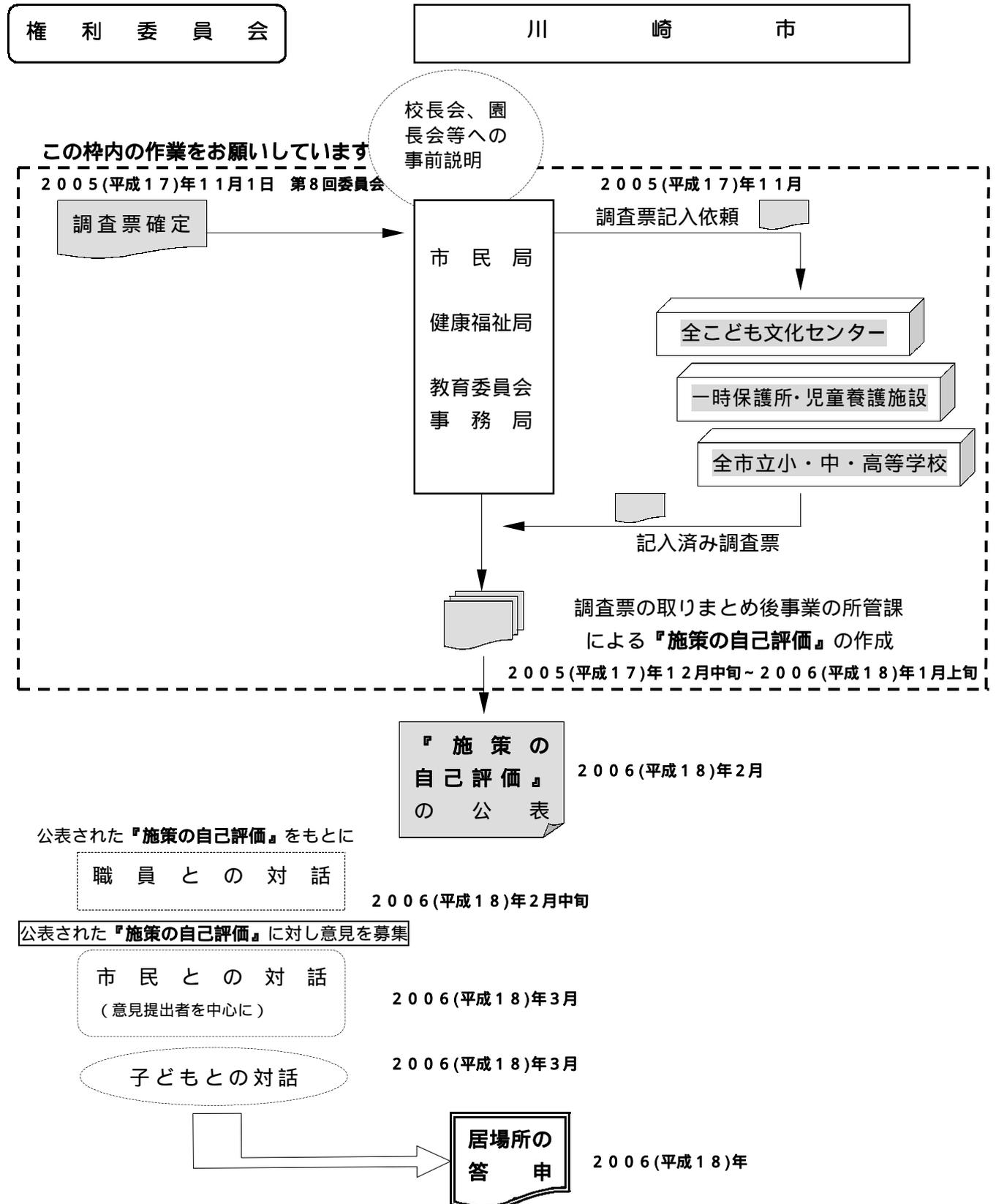


## 2 子どもの参加に関する検証のプロセス

### 行政の自己評価から答申に至るまでのフロー

(自己評価依頼における説明資料)



## (1) 行政施策の自己評価について

〔2005（平成17）年11月～2006（平成18）年2月〕

権利委員会の検証は、条例第39条により規定されているが、検証にあたっては、自己評価の指標を示すとともに、実施要領、自己評価シートを作成した。また、各事業や施設に関する調査票（学校、こども文化センター・わくわくプラザ）を作成し、調査を基にした施策の実態を把握した上で、自己評価を行なうよう依頼した。

### <子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する施策（事業）調査・評価および対話に関する実施要領>

#### 1 目的

川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)が、川崎市における「子どもの居場所と参加活動拠点づくり」に関する施策(事業)を検証するにあたり、川崎市子どもの権利に関する条例第2章、第27条、第31条等の視点から調査を実施した後、所管局が調査結果に基づき施策(事業)の自己評価を行い、さらに、その結果をもとに権利委員会が行政・市民・子どもと対話を行うことにより、本市における居場所等の施策(事業)の実態・成果・課題等を把握し、もって答申(検証結果の報告)を行うための基礎資料とすることを目的とする。

この検証の過程では、子どもの居場所づくりに焦点を当て、子どもの居場所についての考え方を普及させること、多様な子どもの居場所づくりの進展に寄与すること、子どもの居場所にかかわる人への支援をすすめること、居場所づくりのプロセスにおいて子どもの参加を促進することなどに留意する。

なお、居場所とは、子どもがありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊んだり活動したりすること、安心して人間関係をつくり合うことができる場所をいう。

#### 2 調査対象事業

##### (1) 条例に基づく事業について

- ア 子どもの権利学習事業（学校用調査票による。）
- イ 川崎市子ども会議
- ウ 川崎市子ども夢パーク（実地調査を含む。）
- エ 学校教育推進会議（学校用調査票による。）

##### (2) 施設運営にかかわる事業について

###### ア 条例上の育ち・学ぶ施設

学校〔小学校114校、中学校51校、高等学校10校(全日制5校、定時制5校)、  
聾学校1校、養護学校2校〕

学校用調査票による。

幼稚園、保育園

児童養護施設（中央児童相談所一時保護所を含む。） 3施設

児童養護施設用・一時保護所用調査票による。

###### イ 主に子どもが利用する施設

こども文化センター 59館

わくわくプラザ 114室

こども文化センター・わくわくプラザ用調査票による。

青少年の家、青少年創作センター、黒川青少年野外活動センター、八ヶ岳少年自然の家等

### 3 調査・評価および対話

- (1) 調査実施にあたっては、権利委員会が市長あてに、子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する施策(事業)について調査票に基づく調査を依頼する。
- (2) 学校、児童養護施設・児相一時保護所およびこども文化センター・わくわくプラザへは調査票による事業調査を実施し、その調査結果を事業所管課でとりまとめた後、「施策(事業)評価票」を作成する。
- (3) 市長は、「施策(事業)評価結果報告書」を作成し、その内容を市民に公表する。  
その際、市民が意見を出し検証過程に参加しやすいよう、配慮する。
- (4) 権利委員会は、「施策(事業)評価結果報告書」をもとに行政・市民・子どもと対話を行う。  
とくに、子どもとの対話においては、子どもが対話をしやすいよう、内容や方法について配慮する。

4 施策(事業)調査期間 2005(平成17)年11月~2006(平成18)年3月

5 施策(事業)調査票 別添のとおり

6 「施策(事業)評価結果報告書」公表後、行政・市民・子どもとの対話

2006(平成18)年2月中旬から3月まで

## <子どもの居場所に関する施策(事業)の自己評価にあたって>

### 1 自己評価にあたって「居場所づくり」における留意点

#### (1) 居場所の理念

当該事業において、子どもの権利に関する条例の前文、第2章、27条、31条などにある、ありのままの自分である、休息して自分を取り戻す、自由に遊び活動する、安心して人間関係をつくり合うといった子どもの居場所についての考え方や視点を踏まえているか。

#### (2) 居場所づくりの考え方

##### ア 子どもの参加

子どもの意見表明・参加は条例の柱の一つであり、現在取り組まれている「子どもの権利に関する行動計画」も子どもの意見表明・参加を中心にしたものであることをふまえ、以下のような視点がとりわけ重要になる。

子どもの参加がどのように位置付けられているか。

施設の設置段階、施設の運営面、活動の企画・実施などにおいてどのように子どもの参加が行なわれているか。

子どもの参加が制度化しているか(仕組みにしているか)、また、決定過程にまで参加できるか。

子どもの参加のためにはどのような情報提供をしているか。子どもが必要と思う情報

にアクセスできるか。

イ 職員・スタッフによる子どもへの支援

居場所にかかわる職員・スタッフの採用・配置において居場所の理念をどのように考慮しているか。

場所の理念にふさわしい活動ができるよう職員・スタッフの研修などをどのように行なっているか。

居場所の理念にふさわしい活動ができるよう職員・スタッフの支援についてどのように配慮・工夫をしているか。

ウ 物的条件の整備

居場所の理念にふさわしい物的条件を整えているか。予算や職員・スタッフ等がけっして十分とは言えないなかで、条件整備のための配慮・工夫をどのように行なっているか。

エ マイノリティへの配慮

居場所づくりにあたって、障がいのある子ども、多様な文化的な背景をもつ子どもなどマイノリティに対してどのような配慮・工夫をしているか。

## 2 成果と課題

集計結果に基づいて施策の自己評価を行なうにあたっては、当該施策に関する成果と今後の課題を記述する。その際、どのような点を成果としてみたのかを強調する。また、今後の課題については整理して記述する。

## 3 その他 - 苦情処理

- (1) 居場所のあり方や活動等に対して不満や苦情が表明されたときに、どのように対応しているか。
- (2) 居場所にいる子どもの権利が侵害されたり、不利益を被ったりしていると判断した場合に、どのように対応しているか。

< 4～5は、一時保護所・児童養護施設に関する追加項目 >

## 4 児童養護施設における加算職員の配置の状況

該当する項目に をつけてください。

	配置の有無	
	新日本学園	川崎愛児園
自立支援指導員		
家庭支援専門相談員		
被虐待児個別対応職員		
心理療法担当職員		
特別指導費加算		
入所児童処遇特別加算		

## 5 一時保護所における職員配置等

- (1) 子どもの住環境の改善のために検討、計画していること。  
施設の増改築を検討中

施設の増改築を予定している  
とくに改善のための検討・計画はない。  
その他（ )

(2) 職員構成・職員配置

	正 規 職 員	非常勤嘱託職員	アルバイト	警 備 員	そ の 他	計
平日昼間	人	人	人	人	人	人
平日夜間	人	人	人	人	人	人
休日昼間	人	人	人	人	人	人
休日夜間	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人

<自己評価結果の公表についての資料>

川 崎 市

子どもの居場所に関する施策の評価結果

市政だより3月21日号でお知らせした『施策評価結果への意見募集』についての資料です。川崎市の子どもの居場所に関する施策評価結果について市民の皆様の御意見をお寄せください。意見をいただいた方・グループの中からいくつかの個人・団体に御出席いただき、権利委員会との対話を行います。

【問 合 せ】 川崎市市民局人権・男女共同参画室子どもの権利担当 200-2344

【意見の提出先】

郵 送 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民局人権・男女共同参画室子どもの権利担当

ファックス 200-3914

電子メール 25zinken@city.kawasaki.jp

【提出の締切り】 平成18年4月11日(火) 消印有効

【書式・字数】 書式は自由です。字数は800字程度でお願いします。

【対話の日程】 4月28日(金) 午後6時30分から2時間程度

高津市民館12階第6会議室で行います。

対話参加者は、会場や時間の都合で10名程度とし、意見提出者・グループから選考させていただきます。

対話のお願いについては、4月19日までに御連絡いたします。

傍聴は当日先着20名

子どもの権利委員会が行う市民のみなさんとの対話とは

この冊子に書かれている行政がとらえている施策や事業の現状、成果及び課題について、市民の目から見た御意見を伺おうとするもので、今回市民のみなさんをお願いする権利委員会との対話とは、次に述べる検証のプロセスの中の一つで、委員会審議の参考にするものです。

なお、川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置されており、本市の子どもに関する施策の充実や子どもの権利保障の状況を検証するための機関です。市民の皆さんや市職員からの要求・要望を審議する機関ではありません。

(2) 職員との対話 2006(平成18)年2月14日(火)

会場：いさご会館 第4・5会議室

行政の自己評価を基に、ヒアリング方式で行なった。

午前	9時30分から	健康福祉局こども家庭課 " 保育運営課	委員 6人 職員 4人
	11時00分から	教育委員会事務局生涯学習推進課	委員 6人 職員 1人
午後	1時00分から	教育委員会事務局指導課	委員 7人 職員 3人
	3時00分から	市民局青少年育成課	委員 7人 職員 1人

(3) 子どもとの対話 2006(平成18)年3月19日(日)

会場：川崎市子ども夢パーク 学習交流室

時間：午後1時30分～2時30分

参加者：川崎市子ども会議委員 17人

委員：4人

川崎市子ども会議の定例の活動の後に、協力していただける子どもに残っていただき実施した。事前(1週間前)に、委員が直接子どもたちに内容について説明しておいた。当日は、2つのグループに分かれ、用意した質問の内容に沿って進めたが、自由に子どもの発言できるように配慮した。

(4) 子ども夢パークスタッフとの対話 2006(平成18)年3月22日(水)

会場：子ども夢パーク 学習交流室

時間：午後1時～3時

参加者：子ども夢パークスタッフ 10人、フリースペースえんのスタッフ 7人

委員：3人

子どもの権利条例に基づき設置された多機能型の居場所であり、かつ「子ども参加の拠点」である夢パークに関し、施設職員との対話をとおして、夢パーク事業の成果(効果)や課題を把握するとともに、「数値に表れない効果」についても把握するため対話を行った。

(5) 市民との対話 2006(平成18)年4月28日(金)

会場：高津市民館 第6会議室

時間：午後6時30分～8時30分

参加者：5人

委員：7人

事前に意見を提出していただいた市民(11人)の中から、出席できる方に来ていただき、委員との意見交換を行なった。

【参考】子どもとの対話にあたってお願い文書（当日配布用）

お 願 い

かわさきし こ けんりじょうれい まも しら かわさきし こ けんり  
川崎市では、子どもの権利条 例 が守られているかどうかを調べるために、「川崎市子どもの権  
り いんかい しく  
利委員会」という仕組みをつくっています。

いいんかい かわさきし じょうれい まも しごと ほうこくしょ だ  
この委員会に川崎市は、条 例 を守ってこのように仕事をしていますという報告書を出しまし  
た。

きょう じっさい ほうこくしょ こ はなし き  
今日は、実際に報告書どおりなのかどうなのか、子どもみなさんから 話 をに聞いてみた  
いとおも  
いと思います。

はなし き じょうれい まも まも  
このあと、おとなからも 話 を聞いて、条 例 が守られているところ、守られていないところに  
ついて委員会の意見をまとめ、市長さんに伝えます。

こきょうりよく ねが  
御 協 力 をお願いします。

ねん がつ にち にち  
2006年3月19日（日）

かわさきし こ けんり いんかい  
川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こ かいぎ  
川崎市子ども会議のみなさんへ

◆ けんりいいんかい いいん あらまきいいん き たいいいん こあくついいん いいん  
権利委員会の委員：荒牧委員、喜多委員、小环委員、ユール委員

◆ きょう よてい  
今日の予定

1 けんり いんかい はなしあ じかん ごご じ ぶん じかん  
権利委員会との 話 合いの時間：午後1時30分から1時間くらい

2 けんり いんかい はなしあ ばしょ がくしゅうこうりゆう  
権利委員会との 話 合いの場所：学 習 交 流 スペース